令和８年度　特別職報酬等審議会

日時　令和８年11月19日(木)
午前10時 開会
場所　第３委員会室

次　　第

（１）開会

（２）新任委員紹介

（３）区長挨拶

（４）諮問書伝達

（５）資料説明

（６）審議

（７）答申

（８）閉会

特別職報酬等審議会資料

令和８年11月19日
東 京 都 板 橋 区

目次

１　委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　特別区人事委員会勧告　・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　答申案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　常勤特別職（区長等）・議員
（１）報酬等月額について
　ア　月額推移（区長等・行政委員）　・・・・・・・・　６
　イ　各区給料月額一覧（区長等）　・・・・・・・・・　７
　ウ　各区報酬月額一覧（議員）　・・・・・・・・・・　８
（２）期末手当について
　ア　年間支給月数の推移　・・・・・・・・・・・・・　９
　イ　各区支給月数一覧　・・・・・・・・・・・・・・・　１０
５　行政委員について
（１）各区報酬月額一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（２）構成員・平均日額　・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（３）活動状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
６　各区退職手当金額一覧・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
７　一般会計決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
８　審議会開催経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
９　審議会条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
10　審議会会則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

東京都板橋区特別職報酬等審議会委員名簿（五十音順）

任期：令和9年10月31日まで

	氏　　名	備　　考
会長	こばやし　ひでこ 小林　英子	板橋区町会連合会会長
	さとう　みつひろ 佐藤　充裕	弁護士（板橋法曹会代表幹事）
職務代理	しげの　よしゆき 茂野　善之	元区議会議員
	しまだ　りか 島田　理香	板橋産業連合会理事
	たなか　よしゆき 田中　良幸	板橋納税貯蓄組合連合会会長
	とくやま　やすこ 徳山　安子	板橋区町会連合会仲町支部支部長
	はぎわら　よういち 萩原　洋一	元区議会議員
	やまうち　かねひさ 山内　金久	元区議会議員
	やまもと　きくこ 山本　菊子	公認会計士・税理士 （日本公認会計士協会東京会板橋会副会長）

（敬称略）

特別区人事委員会勧告

１　一般職員の給与に関する令和８年の勧告のポイント

① 月例給

公民較差15,126円（3.72%）を解消するため、早期に昇格する職員の層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について月例給を引上げ。

② 特別給

年間の支給月数を0.10月引上げ(現行4.90月→5.00月)、期末手当及び勤勉手当に均等に配分。

※　職員の平均年間給与は、約３０万４千円の増

２　勧告の推移

勧告年月日		H25.10.9	H26.10.8	H27.10.13	H28.10.11	H29.10.11	H30.10.10	R元.10.21
月例給	勧告内容	△0.14%	0.20%	0.35%	0.15%	0.13%	△2.46%	△0.58%
	適用月日	H26.1.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	改定なし(※1)	R元.12.1
特別給	勧告内容	改定なし	0.25	0.10	0.10	0.10	0.10	0.15
	支給月数	3.95	4.20	4.30	4.40	4.50	4.50（※1）	4.65
	期末	(2.60)	(2.60)	(2.60)	(2.60)	(2.60)	(2.60)	(2.60)
	勤勉	(1.35)	(1.60)	(1.70)	(1.80)	(1.90)	(1.90)	(2.05)

勧告年月日		R2.10.23	R3.10.20	R4.10.11	R5.10.11	R6.10.9	R7.10.14	R8.10.13
月例給	勧告内容	※2	改定なし	0.24%	0.98%	2.89%	3.80%	3.72%
	適用月日		－	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
特別給	勧告内容	△0.05	△0.15	0.10	0.10	0.20	0.05	0.10
	支給月数	4.60	4.45	4.55	4.65	4.85	4.90	5.00
	期末	(2.55)	(2.40)	(2.40)	(2.40)	(2.50)	(2.525)	(2.575)
	勤勉	(2.05)	(2.05)	(2.15)	(2.25)	(2.35)	(2.375)	(2.425)

※１　平成30年10月10日に、月例給を2.46%引き下げ、特別給を0.10月引き上げる勧告が行われたが、特別区長会において月例給の大幅な引下げを伴う同勧告は、行政系人事・給与制度の抜本的な改定の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であるとされ、同勧告に基づく一般職員の給与改定は実施されなかった。

※２　新型コロナウイルス感染症の影響により、特別給についてのみ勧告された。令和２年12月3日、月例給について、改定しない旨の勧告が行われた。

答申案の概要

1　区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について

1　区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員の報酬月額を 3.64%引き上げる。 2　非常勤行政委員の報酬月額は据え置く。 3　改定の時期は、一般職員と同じく令和８年４月１日から実施する。

【理由】

区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員の報酬月額（以下「区長等の給料月額等」という。）は、教育長を除き、平成７年５月１日に改定以来、据え置かれていたが、令和５年４月以降、特別区人事委員会勧告による一般職員の改定率を参考に、一般職員と同様の時期の改定を行ってきた。

特別区人事委員会は、令和８年 10 月 13 日に、一般職員の給与と民間給与との比較結果の公民較差 15,126 円（3.72%）を踏まえ、早期に昇格する職員の層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について月例給を引き上げるよう勧告した（以下、「令和８年勧告」という。）。

また、令和８年勧告における一般職員の月例給引上げに係る改定率は、下位の職層から上位の職層まで段階的に差が設けられている。一般職員と区長、副区長、教育長及び常勤監査委員並びに区議会議員を比較した場合、その職責及び職務内容等の隔たりが大きいことから、令和８年勧告による一般職員の改定率を参考に、一般職員最上位の行政職（部長級）の最上位号給の改定率である 3.64%と同率引き上げることとする。

次に、非常勤行政委員の報酬月額（以下、「行政委員の報酬月額」という。）については、平成 23 年度の当審議会において、特別区の平均額を上回るものについては、平成 25 年度までに各区の平均程度に額の引下げを行うよう提言を行い、平成25年４月に改定された。その後、社会経済情勢や他区の動向を注視しつつ、据え置かれていたが、令和５年４月１日に区長等の給料月額等の改定率を参考に、引上げ額が僅少であった農業委員会委員を除き改定された。

令和６年度及び令和７年度においては令和５年度と同様、区長等の給料月額等の改定率を参考に引上げを行い、令和５年度に据え置きとした農業委員会委員についても、前年度の引上げ率を加算し、令和６年４月１日及び令和７年４月１日に改定された。

令和８年９月１日時点の報酬月額において、教育委員会委員は 22 区中５位、選挙管理委員会委員は 20 区中４位、農業委員会委員は７区中４位、監査委員は 22 区中 11 位となっており、特別区の平均額を上回るものも多い。

したがって、平成 23 年度の当審議会での提言もふまえ、各行政委員の報酬月額は据え置くこととする。

改定の時期については、一般職員と同じく令和８年４月１日に遡ることが適当である。

２　区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について

１　区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当の年間支給月数を 0.10 月引き上げ、3.90 月から 4.00 月とする。 ２　改定の時期は、一般職員と同じく改正条例の公布の日から実施する。

【理由】

区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当（以下「区長等の期末手当」という。）は、平成 21 年４月以降、一般職員の期末手当と勤勉手当の年間支給月数の増減率に比例し、改定を行ってきた。

区長等の期末手当の改定は、必ずしも一般職員の年間支給月数と連動して行うものではないが、民間の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生活費及びその他経済情勢等を踏まえる必要があり、これらを反映した令和８年勧告における一般職員の特別給の年間支給月数を 0.10 月引き上げるという勧告は、区長等の期末手当の審議において重要な要素となる。

したがって、勧告どおり一般職員の特別給の引上げが行われるならば、その引上げ率（2.04％）を参考に、区長等の期末手当について、年間支給月数を 0.10 月引き上げることが適当である。

また、改定は、改正条例の公布の日から実施し、その時期は一般職員と同様とすることが望ましい。

【参考①】引上げ率及び引上げ月数

一般職員	引　上　げ　率	0.10 月÷現行 4.90 月≒2.04％
特　別　職	引 上 げ 月 数	現行 3.90 月×2.04％＝0.0796 月（※）≒0.10 月
	年間支給月数	現行 3.90 月＋0.10 月＝4.00 月

※１　小数第三位は、四捨五入
※２　二捨三入・七捨八入方式により 0.05 月単位で調整

【参考②】支給時期及び支給月数の配分について

支給対象者	年度	６月期	１２月期	合計
一般職員	令和８年度（勧告前）	2.45 月	2.45 月	4.90 月
	令和８年度（勧告後）	2.45 月	2.55 月	5.00 月
	令和９年度	2.50 月	2.50 月	5.00 月
特 別 職	令和８年度（答申前）	1.95 月	1.95 月	3.90 月
	令和８年度（答申後）	1.95 月	2.05 月	4.00 月
	令和９年度	2.00 月	2.00 月	4.00 月

※一般職員の支給月数について、期末手当と勤勉手当を合算して表記。

報酬等 月額推移

区長等

（単位：千円）

年度		H7	H25～26 ※1	H27～R4 ※2	R5 ※3	R6 ※4	R7 ※5	R8
区　長		1,135 →	(1,022) →	1,135	1,139	1,153	1,195	1,238
副区長(助役)		910 →	(865) →	910	913	924	958	993
教育長		782 →	(743) →	835	838	848	879	911
監査	代表監査（常勤）	665 →	(632) →	665	667	675	700	725
	常勤監査	645 →	(613) →	645	647	655	679	704
区議会	議　長	910 →	(865) →	910	913	924	958	993
	副議長	782 →	(743) →	782	785	794	823	853
	委員長	645	→	→	647	655	679	704
	副委員長	620	→	→	622	629	652	676
	議　員	600	→	→	602	609	631	654

※1　平成25年4月1日、区長10%、副区長、教育長、代表監査（常勤）、常勤監査、議長及び副議長５%の減額措置を実施。

※2　平成27年4月26日、区長、副区長、教育長、代表監査（常勤）及び常勤監査の減額措置を、同年4月30日、議長及び副議長の減額措置を解除。ただし、教育長は同年7月1日に改定。

※3　令和5年4月1日、改定率0.36%引上げ。 ※4　令和6年4月1日、改定率1.2%引上げ。

※5　令和7年4月1日、改定率3.63%引上げ、現在の給料・報酬月額に改定された。

行政委員

（単位：千円）

年度		H20 ※1	H25～26 ※2	H27～R4	R5 ※3	R6 ※4	R7 ※5	R8
教育	委員長(廃止)	312	296	→廃止				
	職務代理	263	259	→	260	263	273	→
	委員	249	243	→	244	247	256	→
選挙	委員長	312	293	→	294	298	309	→
	職務代理	263	259	→	260	263	273	→
	委員	249	239	→	240	243	252	→
農業	会長	46	→	→	→	47	49	→
	職務代理	35	→	→	→	36	37	→
	委員	27	→	→	→	28	29	→
監査	非常勤監査（代表）		312	→	313	317	329	→
	非常勤監査（識見）	312	303	→	304	308	319	→
	非常勤監査（議員）	149	→	→	150	152	158	→

※1　平成20年4月1日から審議事項となる。

※2　平成25年4月1日から23区の平均程度に見直し、引き下げ又は据置き。また、非常勤監査（代表）を新設。

※3　令和5年4月1日、改定率0.36%引上げ。 ※4　令和6年4月1日、改定率1.2%引上げ。

※5　令和7年4月1日、改定率3.63%引上げ、現在の報酬月額に改定された。

各区給料月額一覧（区長・副区長・教育長・常勤監査委員）

令和８年６月１日現在

区名		区長					副区長					教育長					代表監査委員（常勤）					常勤監査委員					適用年月日	区名
		基本給料		地域手当	月額合計		基本給料		地域手当	月額合計		基本給料		地域手当	月額合計		基本給料		地域手当	月額合計		基本給料		地域手当	月額合計			
		順位	金額		順位	金額	順位	金額		順位	金額	順位	金額		順位	金額	順位	金額		順位	金額	順位	金額		順位	金額		
1	千代田	1	1,354,000	0%	4	1,354,000	1	1,081,000	0%	4	1,081,000	3	957,000	0%	11	957,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	R7.12.1	千代田
2	中央	8	1,202,000	12%	6	1,346,240	8	963,000	12%	5	1,078,560	11	860,000	12%	9	963,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	R8.4.1	中央
3	港	3	1,316,400	0%	16	1,316,400	3	1,058,500	0%	19	1,058,500	1	983,500	0%	6	983,500	—	—	—	—	—	2	786,900	0%	7	786,900	R7.12.1	港
4	新宿	5	1,252,000	13%	1	1,414,760	5	1,004,000	13%	1	1,134,520	4	921,000	13%	1	1,040,730	1	770,000	13%	1	870,100	3	748,000	13%	2	845,240	R8.1.1	新宿
5	文京	2	1,318,500	0%	15	1,318,500	2	1,067,100	0%	13	1,067,100	2	975,100	0%	7	975,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	R7.4.1	文京
6	台東	14	1,190,000	12%	11	1,332,800	14	956,000	12%	11	1,070,720	18	820,000	12%	21	918,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	R7.4.1	台東
7	墨田	6	1,213,000	12%	2	1,358,560	6	980,000	12%	2	1,097,600	6	904,000	12%	2	1,012,480	—	—	—	—	—	10	673,000	12%	13	753,760	R7.12.1	墨田
8	江東	11	1,200,000	12%	8	1,344,000	10	959,000	12%	7	1,074,080	15	839,000	12%	15	939,680	—	—	—	—	—	13	661,000	12%	15	740,320	R8.4.1	江東
9	品川	23	952,000	12%	23	1,066,240	12	957,000	12%	9	1,071,840	16	832,000	12%	17	931,840	—	—	—	—	—	5	707,000	12%	6	791,840	R7.12.1	品川
10	目黒	19	1,104,000	20%	14	1,324,800	20	883,000	20%	18	1,059,600	21	773,000	20%	18	927,600	7	657,000	20%	5	788,400	17	637,000	20%	11	764,400	R8.1.1	目黒
11	大田	7	1,208,300	12%	5	1,353,296	7	969,600	12%	3	1,085,952	10	867,500	12%	8	971,600	8	654,100	12%	8	732,592	15	654,100	12%	17	732,592	R7.12.1	大田
12	世田谷	20	1,096,600	20%	17	1,315,920	23	844,000	20%	23	1,012,800	20	797,000	20%	12	956,400	6	689,300	20%	2	827,160	11	668,500	20%	4	802,200	R7.4.1	世田谷
13	渋谷	18	1,160,400	12%	20	1,299,648	17	948,400	12%	17	1,062,208	13	851,400	12%	13	953,568	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	R7.12.1	渋谷
14	中野	4	1,306,300	0%	19	1,306,300	4	1,048,700	0%	20	1,048,700	5	919,300	0%	20	919,300	—	—	—	—	—	1	835,200	0%	3	835,200	R8.3.1	中野
15	杉並	17	1,161,200	14.5%	12	1,329,574	19	930,500	14.5%	15	1,065,422	19	797,500	14.5%	22	913,137	2	717,300	14.5%	3	821,308	6	697,600	14.5%	5	798,752	R7.11.1	杉並
16	豊島	21	1,082,800	20%	21	1,299,360	21	868,300	20%	21	1,041,960	23	759,500	20%	23	911,400	—	—	—	—	—	16	643,900	20%	10	772,680	R7.12.1	豊島
17	北	10	1,200,300	12%	7	1,344,336	9	961,400	12%	6	1,076,768	8	880,400	12%	4	986,048	—	—	—	—	—	12	664,400	12%	14	744,128	R8.4.1	北
18	荒川	15	1,185,000	12%	13	1,327,200	16	951,000	12%	16	1,065,120	11	860,000	12%	9	963,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	R7.4.1	荒川
19	板橋	12	1,195,000	12%	9	1,338,400	11	958,000	12%	8	1,072,960	9	879,000	12%	5	984,480	4	700,000	12%	6	784,000	9	679,000	12%	12	760,480	R7.4.1	板橋
20	練馬	13	1,190,700	12%	10	1,333,584	15	952,200	12%	14	1,066,464	7	893,500	12%	3	1,000,720	—	—	—	—	—	14	657,000	12%	16	735,840	R7.12.1	練馬
21	足立	22	1,078,800	20%	22	1,294,560	22	864,900	20%	22	1,037,880	22	769,700	20%	19	923,640	—	—	—	—	—	4	717,400	20%	1	860,880	区/副H27.4.1 教/監R8.4.1	足立
22	葛飾	16	1,174,000	12%	18	1,314,880	12	957,000	12%	9	1,071,840	14	844,000	12%	14	945,280	5	692,000	12%	7	775,040	7	692,000	12%	8	775,040	R7.12.1	葛飾
23	江戸川	9	1,200,400	13%	3	1,356,452	18	946,800	13%	12	1,069,884	17	828,600	13%	16	936,318	3	705,000	13%	4	796,650	8	684,000	13%	9	772,920	区/副/教R8.1.1 監R8.4.1	江戸川
平均			1,188,770			1,321,296		961,278			1,068,325		861,391			957,157		698,088			799,406		694,471			780,775		
平均 （板橋区除く）			1,188,486			1,320,519		961,427			1,068,114		860,591			955,916		697,814			801,607		695,438			782,043		

各区報酬月額一覧（議員）

令和８年６月１日現在

区名		議長		副議長		委員長		副委員長		議員		適用日
		順位	月額	順位	月額	順位	月額	順位	月額	順位	月額	
1	千代田	4	974,000	2	851,000	1	716,000	1	683,000	3	650,000	R7.12.1
2	中央	6	971,000	11	824,000	15	684,000	8	662,000	12	638,000	R8.4.1
3	港	18	950,900	13	821,900	14	684,600	13	656,100	6	643,500	R7.12.1
4	新宿	1	1,012,000	1	864,000	2	711,000	2	679,000	1	661,000	R8.1.1
5	文京	7	968,900	5	830,400	17	681,400	16	653,000	17	629,700	R7.4.1
6	台東	11	962,000	9	825,000	13	685,000	14	656,000	15	632,000	R7.4.1
7	墨田	3	980,000	4	841,000	5	696,000	5	671,000	2	651,000	R7.12.1
8	江東	14	959,000	7	826,000	5	696,000	7	663,000	14	633,000	R8.4.1
9	品川	14	959,000	17	818,000	19	678,000	18	652,000	18	629,000	R7.12.1
10	目黒	19	944,000	9	825,000	12	686,000	15	655,000	20	624,000	R8.1.1
11	大田	5	971,700	15	819,700	10	688,400	10	660,300	10	640,600	R7.12.1
12	世田谷	8	967,900	16	819,400	7	692,900	11	659,500	8	641,900	R7.4.1
13	渋谷	12	961,200	21	801,900	20	673,000	20	648,900	11	638,200	R7.12.1
14	中野	20	941,900	22	798,100	16	683,900	16	653,000	21	621,800	R8.3.1
15	杉並	23	893,100	19	808,200	21	671,300	22	643,300	22	621,500	R7.11.1
16	豊島	21	930,800	18	812,600	22	670,700	21	648,600	19	628,700	R7.12.1
17	北	9	966,400	6	829,500	8	689,600	9	661,300	5	643,600	R8.4.1
18	荒川	10	966,000	7	826,000	11	687,000	12	658,000	13	634,000	R7.4.1
19	板橋	16	958,000	12	823,000	18	679,000	18	652,000	16	631,000	R7.4.1
20	練馬	17	952,200	14	821,300	3	707,300	3	674,800	7	643,400	R7.12.1
21	足立	2	983,000	3	842,000	4	705,000	4	673,000	9	641,000	R7.4.1
22	葛飾	13	961,000	20	807,000	9	689,000	6	668,000	4	647,000	R7.12.1
23	江戸川	22	918,700	23	788,500	23	658,700	23	631,600	23	609,700	R7.1.1
平均			958,813		822,761		687,557		659,235		636,243	
平均（板橋区除く）			958,850		822,750		687,945		659,564		636,482	

期末手当　年間支給月数の推移

（単位：月）

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
特別職等（報酬審答申）※1	支給月数	3.15	3.35	3.45	3.55	3.65	→	→
	増減月数	改定なし	0.20	0.10	0.10	0.10	改定なし※2	改定なし※2
	改定月日		H26.11.28	H27.12.1	H28.12.1	H29.12.1		
一般職員（人事委員会勧告）	勧告年月日	H25.10.9	H26.10.8	H27.10.13	H28.10.11	H29.10.11	H30.10.10	R元.10.21
	勧告内容	改定なし	0.25	0.10	0.10	0.10	0.10	0.15
	支給月数	3.95	4.20	4.30	4.40	4.50	→	4.65
	（期末）	（2.60）	（2.60）	（2.60）	（2.60）	（2.60）	（2.60）	（2.60）
	（勤勉）	（1.35）	（1.60）	（1.70）	（1.80）	（1.90）	（1.90）	（2.05）

年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
特別職等（報酬審答申）※1	支給月数	3.60	3.50	3.60	3.70	3.85	3.90	4.00
	増減月数	△0.05	△0.10	0.10	0.10	0.15	0.05	0.10
	改定月日	R2.11.30	R3.12.22	R4.11.30	R5.11.30	R6.11.29	R7.11.28	未定
一般職員（人事委員会勧告）	勧告年月日	R2.10.23	R3.10.20	R4.10.11	R5.10.11	R6.10.9	R7.10.14	R8.10.13
	勧告内容	△0.05	△0.15	0.10	0.10	0.20	0.05	0.10
	支給月数	4.60	4.45	4.55	4.65	4.85	4.90	5.00
	（期末）	（2.55）	（2.40）	（2.40）	（2.40）	（2.50）	（2.525）	（2.575）
	（勤勉）	（2.05）	（2.05）	（2.15）	（2.25）	（2.35）	（2.375）	（2.425）

※1　特別職等とは、区長、副区長、教育長、常勤監査及び区議会議員。

※2　平成30年度に、月例給を2.46%引き下げ、特別給を0.10月引き上げる勧告が行われたが、特別区長会において、月例給の大幅な引下げを伴う同勧告は、行政系人事・給与制度の抜本的な改定の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であるとされ、一般職員の給与改定は実施されなかった。よって、特別職の期末手当の年間支給月数の改定は行われなかった。

また、令和元年度に月例給を0.58%引き下げ、特別給を0.15月引き上げる勧告が行われたが、同勧告も行政系人事給与制度の抜本的な改定の影響が継続している可能性が高く、特別職の給与等と連動させる関係性が低いとして、同年度の特別職報酬等審議会において月例給及び特別給を据え置く答申がなされたため、期末手当の年間支給月数は据え置かれた。

各区期末手当支給月数一覧

令和８年６月１日現在

区名		区長		副区長		教育長		常勤監査		議員		適　用　日
		順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	
1	千代田区	2	4.25	2	4.25	2	4.25	－	―	5	4.25	R8.4.1
2	中央区	17	3.80	16	3.80	16	3.80	－	―	16	3.80	R8.4.1
3	港区	2	4.25	2	4.25	2	4.25	2	4.25	5	4.25	R7.12.1
4	新宿区	22	3.35	22	3.35	22	3.35	15	3.35	23	3.35	R7.12.1
5	文京区	20	3.65	20	3.65	20	3.65	－	―	22	3.55	R7.12.1
6	台東区	5	4.15	4	4.15	4	4.15	－	―	7	4.15	R7.12.1
7	墨田区	14	3.92	13	3.92	13	3.92	7	3.92	14	3.92	R7.12.1
8	江東区	19	3.71	19	3.71	19	3.71	12	3.71	21	3.71	R8.4.1
9	品川区	18	3.77	17	3.77	17	3.77	11	3.77	18	3.77	R7.12.1
10	目黒区	16	3.85	15	3.85	15	3.85	10	3.85	16	3.80	R8.1.1
11	大田区	9	4.03	9	4.03	9	4.03	5	4.03	4	4.26	R7.12.1
12	世田谷区	5	4.15	4	4.15	4	4.15	3	4.15	7	4.15	R7.4.1
13	渋谷区	5	4.15	4	4.15	4	4.15	－	―	1	4.35	R7.12.1
14	中野区	11	3.98	11	3.98	11	3.98	14	3.51	3	4.27	R8.3.1
15	杉並区	1	4.28	1	4.28	1	4.28	1	4.28	11	4.03	R7.12.1
16	豊島区	2	4.25	4	4.15	4	4.15	3	4.15	9	4.10	R7.12.1
17	北区	10	4.00	10	4.00	10	4.00	6	4.00	12	4.00	R8.4.1
18	荒川区	8	4.14	8	4.14	8	4.14	－	―	2	4.32	R7.12.1
19	板橋区	15	3.90	14	3.90	14	3.90	9	3.90	15	3.90	R7.11.28
20	練馬区	21	3.60	21	3.60	21	3.60	13	3.60	19	3.75	R7.12.1
21	足立区	23	2.99	23	2.99	23	2.99	17	2.99	10	4.05	議員R7.4.1 その他R5.4.1
22	葛飾区	12	3.96	12	3.96	12	3.96	7	3.96	13	3.96	R7.12.1
23	江戸川区	13	3.93	18	3.72	18	3.72	16	3.26	19	3.75	監査R6.4.1　議員R7.4.1 その他R8.1.1
平均			3.92		3.90		3.90		3.80		3.98	

※　代表常勤監査委員とそれ以外の常勤監査委員で、支給月数の異なる区がないため、両者をあわせて常勤監査として表記している。

各区報酬月額一覧（教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会）

令和８年９月１日現在

区名		教育委員会				選挙管理委員会						監査委員						農業委員会						適用年月日	区名
		職務代理		委員		委員長		職務代理		委員		代表監査委員		識見者		議員		会長		職務代理		委員			
		順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額		
1	千代田	－	—	6	250,000	日額 30,000		－	—	日額 25,000		－	—	8	312,000	13	156,000	－	—	－	—	－	—	H27.6.28(選挙) H18.11.1(その他)	千代田
2	中央	5	258,000	8	246,000	6	307,000	－	—	6	246,000	－	—	13	307,000	7	166,000	－	—	－	—	－	—	H15.4.1	中央
3	港	－	—	8	246,000	3	310,000	－	—	6	246,000	－	—	9	310,000	22	125,000	－	—	－	—	－	—	H8.4.1	港
4	新宿	1	281,000	2	265,000	日額 37,000		－	—	日額 32,000		1	352,000	2	330,000	1	202,000	－	—	－	—	－	—	R8.1.1	新宿
5	文京	4	265,300	11	244,700	7	306,600	4	265,300	9	244,700	－	—	15	306,600	16	153,200	－	—	－	—	－	—	R8.4.1	文京
6	台東	－	—	13	242,600	8	304,200	－	—	10	242,600	－	—	16	304,200	3	193,000	－	—	－	—	－	—	R8.4.1	台東
7	墨田	－	—	7	248,000	2	315,000	－	—	5	248,000	－	—	6	315,000	12	157,000	－	—	－	—	－	—	R7.12.1	墨田
8	江東	－	—	17	239,000	11	299,000	－	—	15	239,000	－	—	18	299,000	18	150,000	－	—	－	—	－	—	R8.4.1	江東
9	品川	7	251,000	20	234,000	18	285,000	6	251,000	18	234,000	3	344,000	11	309,000	4	182,000	－	—	－	—	－	—	H26.4.1	品川
10	目黒	－	—	19	237,000	12	296,000	－	—	17	237,000	2	345,000	3	325,000	2	201,000	－	—	－	—	－	—	R8.1.1	目黒
11	大田	－	—	4	257,200	4	309,100	1	277,900	3	257,200	－	—	1	372,800	5	179,100	－	—	－	—	－	—	R7.12.1	大田
12	世田谷	8	249,000	18	238,000	16	287,000	7	249,000	16	238,000	4	329,000	19	295,000	6	167,000	5	51,000	4	32,000	5	28,000	H22.4.1	世田谷
13	渋谷	日額 25,000 月額 150,000		日額 25,000 月額 140,000		日額 25,000 月額 150,000		日額 25,000 月額 150,000		日額 25,000 月額 140,000		日額 25,000 月額 160,000		日額 25,000 月額 160,000		日額 12,500 月額 80,000		－	—	－	—	－	—	H24.4.1	渋谷
14	中野	－	—	1	306,000	15	293,000	－	—	1	265,000	－	—	20	293,000	20	143,000	－	—	－	—	－	—	R7.4.1	中野
15	杉並	3	272,000	14	242,000	9	303,000	3	272,000	11	242,000	6	323,000	17	303,000	17	151,000	7	44,000	3	34,000	7	25,000	H6.12.1	杉並
16	豊島	－	—	20	234,000	19	282,000	－	—	18	234,000	－	—	9	310,000	14	155,000	－	—	－	—	－	—	H16.4.1	豊島
17	北	9	245,000	10	245,000	14	294,000	8	245,000	8	245,000	－	—	11	309,000	14	155,000	－	—	－	—	－	—	H9.1.1(監査委員) H27.4.1(その他)	北
18	荒川	6	252,000	15	240,000	17	286,000	5	252,000	13	240,000	－	—	21	286,000	19	148,000	－	—	－	—	－	—	H8.6.1	荒川
19	板橋	2	273,000	5	256,000	5	309,000	2	273,000	4	252,000	4	329,000	5	319,000	11	158,000	6	49,000	2	37,000	4	29,000	R7.4.1	板橋
20	練馬	－	—	3	257,400	1	322,300	－	—	2	257,400	－	—	4	322,300	8	161,200	4	51,200	1	39,700	3	31,400	R7.12.1	練馬
21	足立	－	—	16	239,900	10	299,900	－	—	14	239,900	－	—	7	314,300	10	158,200	1	97,200	－	—	1	48,600	R7.4.1	足立
22	葛飾	－	—	22	223,000	20	279,000	－	—	20	223,000	－	—	22	279,000	21	134,000	3	54,000	－	—	5	28,000	H7.1.1(農業) H10.1.1(その他)	葛飾
23	江戸川	－	—	12	243,500	12	296,000	－	—	12	241,000	7	317,000	13	307,000	9	159,000	2	57,600	－	—	2	31,600	R8.4.1	江戸川
平均			260,700		247,014		299,155		260,650		243,590		334,143		310,373		161,532		57,714		35,675		31,657		
平均（板橋区除く）			259,163		246,586		298,637		258,886		243,147		335,000		309,962		161,700		59,167		35,233		32,100		

板橋区行政委員の構成員・平均日額

１　構成員（令和８年１１月１日現在）

	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	監査委員
教育長	1人			
委員長（会長）		1人	1人	
職務代理	1人	1人	1人	
委員	3人	2人	10人	
代表監査委員（非常勤・有識者）				1人
常勤監査委員（有識者）				1人
非常勤監査委員（議員）				2人
合　　計	5人	4人	12人	4人

　　には、給料を支給。その他の委員には、報酬を支給。

２　非常勤委員の活動日数

	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	監査委員
令和6年度	延べ126日	延べ178日	延べ249日	延べ167日
	うち区内 延べ126日	うち区内 延べ158日	うち区内 延べ223日	うち区内 延べ167日
	平均32日/人	平均45日/人	平均21日/人	平均56日/人
令和7年度	延べ138日	延べ212日	延べ234日	延べ164日
	うち区内 延べ138日	うち区内 延べ188日	うち区内 延べ213日	うち区内 延べ164日
	平均35日/人	平均53日/人	平均20日/人	平均55日/人

（単位：日）

一人当たり月平均日数	令和6年度	2.66	3.75	1.75	4.66
	令和7年度	2.87	4.41	1.66	4.58

３　非常勤委員の報酬支給総額　　（単位：円）

	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	監査委員
令和6年度	12,047,999	12,551,573	4,356,000	7,451,998
令和7年度	12,492,000	13,041,000	4,512,000	7,739,998

４　非常勤委員の平均日額　１人／日の報酬額＝報酬総額／活動日数　　（単位：円）

	教育委員会	選挙管理委員会	農業委員会	監査委員
令和6年度	95,619	70,514	17,494	44,802
令和7年度	90,522	61,514	19,282	47,195

１　教育委員会について

（１）報酬月額及び費用弁償（令和８年１１月１日現在）

区分	人数	報酬月額	費用弁償
教育長職務代理者	１名	２７３，０００　円	３，０００　円
委員	３名	２５６，０００　円	３，０００　円

（２）活動状況（令和７年度実績）

区分	内容
定例会	おおよそ月２回、１回あたり１～２時間、計２１回
臨時会	２回
その他の活動	・ 校長会　　２回 ・ 運動会視察（春秋各１回） ・ 幼稚園卒園式・小中学校卒業式 ・ 総合教育会議 ・ 二十歳のつどい ・ 学校周年行事 ・ 学校整備月間後の学校視察 その他教育委員としての活動　研究会、教育関係行事参加
費用弁償支給日数	職務代理者　年間３７日
	委員①　年間３５日
	委員②　年間３３日
	委員③　年間３３日

２　選挙管理委員会について

（１）報酬月額及び費用弁償（令和８年１１月１日現在）

区分	人数	報酬月額	費用弁償
委員長	１名	３０９，０００　円	３，０００　円
委員長職務代理	１名	２７３，０００　円	３，０００　円
委員	２名	２５２，０００　円	３，０００　円

（２）活動状況（令和７年度実績）

区分	内容
定例会	月２回、１回あたり１～２時間
臨時会	東京都議会議員選挙　４回 参議院議員選挙　４回 衆議院議員選挙及び最高裁判所国民審査　４回
その他の活動	・全選連東京支部総会 ・特選連委員長会 ・特選連通常総会 ・明るい選挙推進協議委員会 ・東京都議会議員選挙立候補予定者説明会 ・重点地区街頭啓発（東京都議会議員選挙）（参議院議員選挙） ・選挙立会人打合せ会（東京都議会議員選挙）（参議院議員選挙）（衆議院議員選挙及び最高裁判所国民審査） ・投票所視察（東京都議会議員選挙）（参議院議員選挙）（衆議院議員選挙及び最高裁判所国民審査） ・開票管理（東京都議会議員選挙）（参議院議員選挙）（衆議院議員選挙及び最高裁判所国民審査） ・明るい選挙啓発ポスターコンクール審査会　等
費用弁償支給日数	委員長　年間５５日
	委員長職務代理　年間５２日
	委員①　年間５３日
	委員②　年間５２日

３　農業委員会について

（１）報酬月額及び費用弁償（令和８年１１月１日現在）

区分	人数	報酬月額	費用弁償
会長(選挙委員)	１名	４９，０００　円	３，０００　円
会長職務代理	１名	３７，０００　円	３，０００　円
選任委員	１０名	２９，０００　円	３，０００　円

（２）活動状況(令和７年度実績)

区分	内容
定例総会	月１回、１回あたり約１時間
運営委員会	月１回、１回あたり約１時間
その他の活動	・農地利用状況調査
	・特定生産緑地指定申請農地調査
	・生産緑地及び納税猶予の各種証明書発行に伴う農地調査
	・生産緑地管理指導
	・農地パトロール
	・東京都農業会議研修
	・区内農業関連イベント（農業まつり、新春七草がゆの集い）
	・農業委員・農業者大会
	・JA等農業関係団体会議
	・農業先進地の視察
	・その他、地区別広域連携会議、区内農業委員会協議会等会議等
費用弁償支給日数	会長　　年間３８日
	会長職務代理　年間２１日
	委員①　　年間１４日
	委員②　　年間１７日
	委員③　　年間１８日
	委員④　　年間１２日
	委員⑤　　年間２７日
	委員⑥　　年間２７日
	委員⑦　　年間１４日
	委員⑧　　年間１６日
	委員⑨　　年間１４日
	委員⑩　　年間１６日

４　監査委員について

（１）報酬月額及び費用弁償（令和８年１１月１日現在）

区分	人数	報酬月額	費用弁償
代表監査委員（非常勤・識見）	１名	３２９，０００　円	３，０００　円
その他の監査委員（非常勤・識見）	－	３１９，０００　円	３，０００　円
議員選任	２名	１５８，０００　円	３，０００　円

（２）活動状況（令和７年度実績）

区分	内容
監査委員会議	月１回、１回あたり約１時間
例月出納検査	月１回、１回あたり約１時間
その他の活動	・定期監査　２３日 ・指定管理者監査　３日 ・財政援助団体等監査　６日 ・決算審査（健全化判断比率含む）６日 ・工事監査　２日 ・行政監査　４日（本監査３日＋区長報告） ・財産監査　１日 ・特定項目監査　１日
費用弁償支給日数	代表監査委員（非常勤・識見）　年間　５４日
	非常勤監査委員（議員選任）①　年間　５５日
	非常勤監査委員（議員選任）②　年間　５５日

各区退職手当金額一覧（区長・副区長・教育長・常勤監査委員）

令和８年６月１日現在

区名		区長				副区長				教育長				代表監査委員（常勤）				常勤監査委員				退職手当支給率適用年月日	区名
		基本月額	支給率	退職手当額	順位	基本月額	支給率	退職手当額	順位	基本月額	支給率	退職手当額	順位	基本月額	支給率	退職手当額	順位	基本月額	支給率	退職手当額	順位		
1	千代田	1,354,000	470/100	25,455,200	2	1,081,000	290/100	12,539,600	10	957,000	220/100	6,316,200	12	—	—	—	—	—	—	—	—	H22.1.1	千代田
2	中　央	1,202,000	440/100	21,155,200	11	963,000	310/100	11,941,200	14	860,000	230/100	5,934,000	16	—	—	—	—	—	—	—	—	H30.6.29	中　央
3	港	1,316,400	449/100	23,642,544	7	1,058,500	359/100	15,200,060	4	983,500	269/100	7,936,845	1	—	—	—	—	786,900	215/100	6,767,340	1	監査R4.4.1 その他H26.1.1	港
4	新　宿	1,252,000	437/100	21,884,960	9	1,004,000	301/100	12,088,160	13	921,000	233/100	6,437,790	10	770,000	214/100	6,591,200	1	748,000	214/100	6,402,880	3	H30.4.1	新　宿
5	文　京	1,318,500	380/100	20,041,200	15	1,067,100	260/100	11,097,840	18	975,100	200/100	5,850,600	17	—	—	—	—	—	—	—	—	H26.1.1	文　京
6	台　東	1,190,000	600/100	28,560,000	1	956,000	400/100	15,296,000	2	820,000	300/100	7,380,000	5	—	—	—	—	—	—	—	—	S33.7.1	台　東
7	墨　田	1,213,000	340/100	16,496,800	21	980,000	270/100	10,584,000	23	904,000	210/100	5,695,200	18	—	—	—	—	673,000	180/100	4,845,600	17	監査H29.4.1 その他H25.7.4	墨　田
8	江　東	1,200,000	500/100	24,000,000	5	959,000	340/100	13,042,400	7	839,000	250/100	6,292,500	13	—	—	—	—	661,000	200/100	5,288,000	13	監査H3.10.9 その他S59.4.1	江　東
9	品　川	952,000	480/100	18,278,400	19	957,000	340/100	13,015,200	8	832,000	270/100	6,739,200	8	—	—	—	—	707,000	230/100	6,504,400	2	H4.4.2	品　川
10	目　黒	1,104,000	450/100	19,872,000	16	883,000	306/100	10,807,920	20	773,000	230/100	5,333,700	22	657,000	195/100	5,124,600	8	637,000	195/100	4,968,600	16	H27.4.1	目　黒
11	大　田	1,208,300	475/100	22,957,700	8	969,600	345/100	13,380,480	5	867,500	270/100	7,026,750	6	654,100	220/100	5,756,080	6	654,100	220/100	5,756,080	10	教育長S60.4.1 監査H5.1.1 その他H23.12.13	大　田
12	世田谷	1,096,600	476/100	20,879,264	13	844,000	315/100	10,634,400	22	797,000	238/100	5,690,580	19	689,300	238/100	6,562,136	2	668,500	238/100	6,364,120	5	H30.10.1	世田谷
13	渋　谷	1,160,400	370/100	17,173,920	20	948,400	330/100	12,518,880	11	851,400	290/100	7,407,180	4	—	—	—	—	—	—	—	—	H25.4.1	渋　谷
14	中　野	1,306,300	309/100	16,145,868	22	1,048,700	265/100	11,116,220	17	919,300	177/100	4,881,483	23	—	—	—	—	835,200	177/100	5,913,216	8	H20.3.1	中　野
15	杉　並	1,161,200	450/100	15,676,200 特例措置	23	930,500	306/100	11,389,320	16	797,500	234/100	5,598,450	20	717,300	216/100	6,197,472	4	697,600	216/100	6,027,264	7	H25.6.13	杉　並
16	豊　島	1,082,800	450/100	19,490,400	17	868,300	310/100	10,766,920	21	759,500	240/100	5,468,400	21	—	—	—	—	643,900	200/100	5,151,200	15	監査H19.4.1 その他H1.4.1	豊　島
17	北	1,200,300	500/100	24,006,000	4	961,400	400/100	15,382,400	1	880,400	300/100	7,923,600	2	—	—	—	—	664,400	240/100	6,378,240	4	教育長S36.9.1 監査H3.12.15 その他S33.6.1	北
18	荒　川	1,185,000	500/100	23,700,000	6	951,000	400/100	15,216,000	3	860,000	300/100	7,740,000	3	—	—	—	—	—	—	—	—	S34.4.1	荒　川
19	板　橋	1,195,000	450/100	21,510,000	10	958,000	310/100	11,879,200	15	879,000	240/100	6,328,800	11	700,000	200/100	5,600,000	7	679,000	200/100	5,432,000	12	区長H19.4.27 その他H19.4.1	板　橋
20	練　馬	1,190,700	436/100	20,765,808	14	952,200	349/100	13,292,712	6	893,500	262/100	7,022,910	7	—	—	—	—	657,000	209/100	5,492,520	11	H31.4.1	練　馬
21	足　立	1,078,800	450/100	19,418,400	18	864,900	315/100	10,897,740	19	769,700	270/100	6,234,570	14	—	—	—	—	717,400	180/100	5,165,280	14	H25.4.1	足　立
22	葛　飾	1,174,000	450/100	21,132,000	12	957,000	320/100	12,249,600	12	844,000	240/100	6,076,800	15	692,000	210/100	5,812,800	5	692,000	210/100	5,812,800	9	H25.7.1	葛　飾
23	江戸川	1,200,400	500/100	24,008,000	3	946,800	340/100	12,876,480	9	828,600	260/100	6,463,080	9	705,000	221/100	6,232,200	3	684,000	221/100	6,046,560	6	監査H3.10.9 その他S60.10.7	江戸川
平　均		1,188,770	451/100	21,141,298		961,278	325/100	12,487,510		861,391	249/100	6,425,158		698,088	214/100	5,984,561		694,471	209/100	5,783,300			平　均

※　退職手当額は任期が４年間（教育長のみ３年間）継続した場合である。（退職手当額＝退職時の給料月額×支給率×任期継続期間）

令和７年度一般会計決算の状況

１　歳入

歳入は、前年度に比べて 235 億円増加し、3,058 億円となった。
特別区交付金は、固定資産税及び法人住民税の増収などにより 63 億円の増、特別区税は 55 億円の増、国庫支出金は 44 億円の増となった。
その一方、地方特例交付金は定額減税の終了に伴う減収補填措置の終了により 26 億円の減、都支出金は 10 億円の減となった。

（単位：百万円）

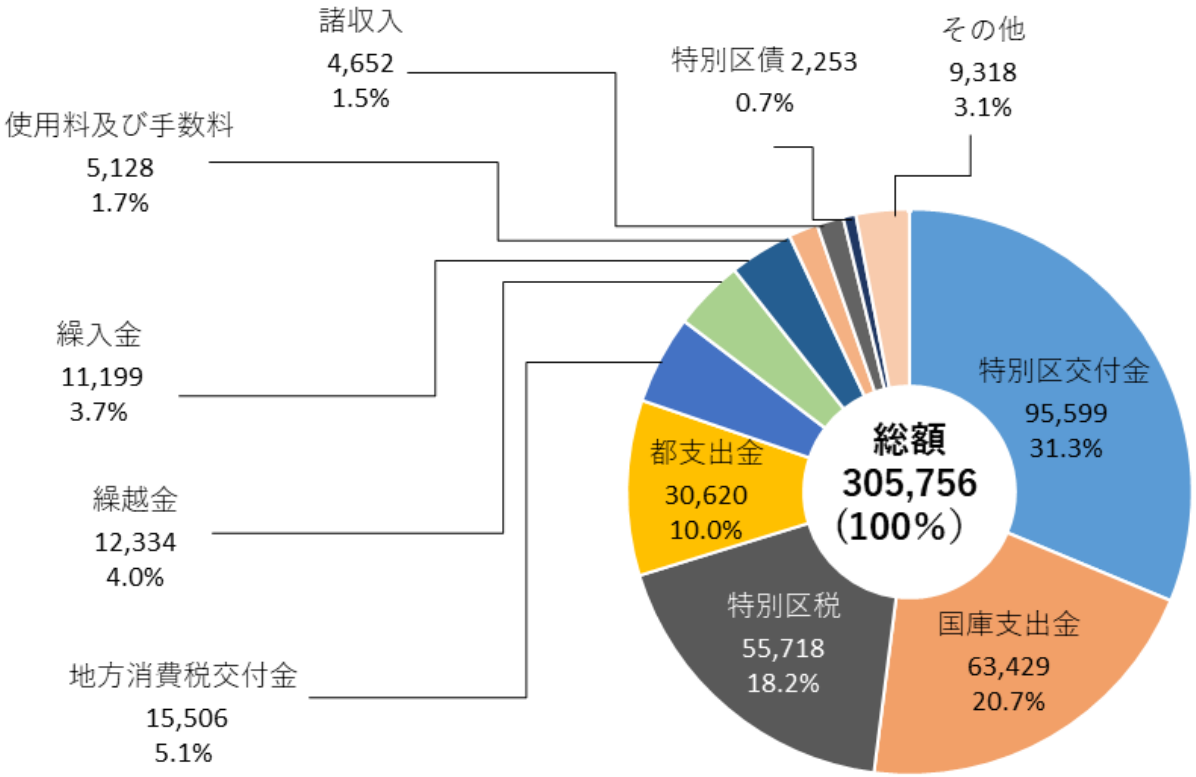

◇その他の内訳（単位：百万円）※端数調整あり
株式等譲渡所得割交付金 2,190・分担金及び負担金 1,905・
財産収入 1,736・配当割交付金 1,457・地方譲与税 864・
利子割交付金 484・地方特例交付金 337・環境性能割交付金 246・
寄附金　48・交通安全対策特別交付金　46・ゴルフ場利用税交付金 6

２　歳出

歳出は、前年度に比べ 192 億円増加し、2,891 億円となった。

教育費は、志村小学校・志村第四中学校改築経費の増などにより 53 億円の増、福祉費は、制度改正に伴う児童手当等支給経費の増などにより 37 億円の増となった。

また、土木費は、（仮称）仲宿住宅改築工事の完了や再開発事業経費の減などにより 14 億円の減となった。

（単位：百万円）

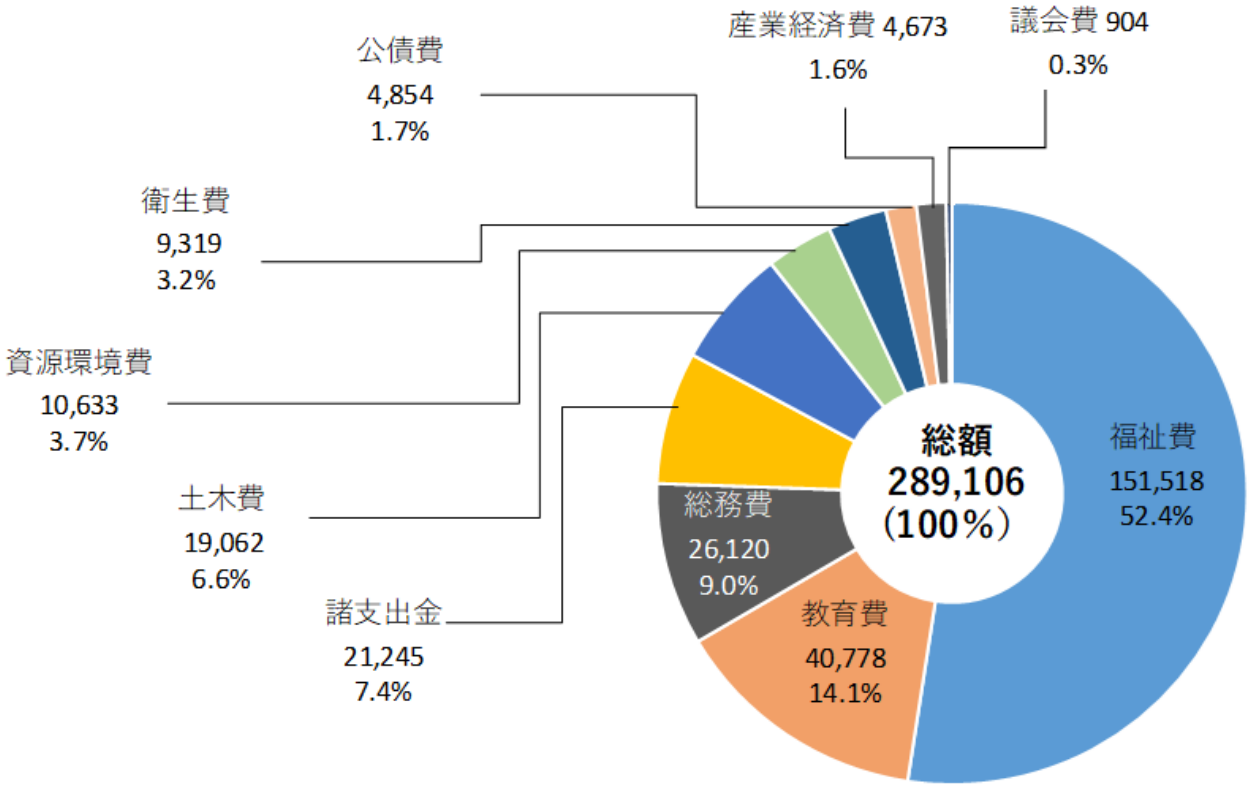

３　経常収支比率の推移について

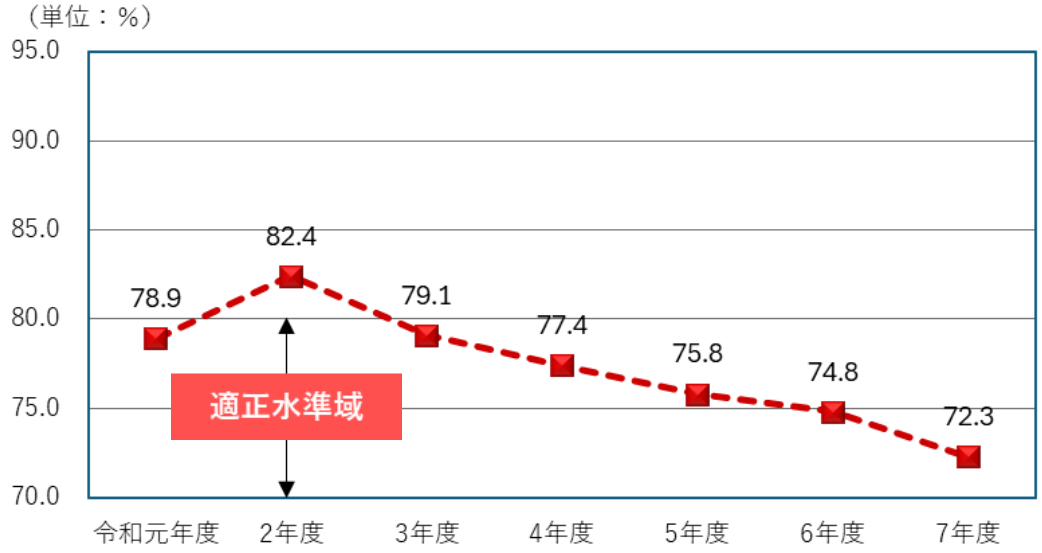

財政構造の弾力性（ゆとり）を見るための指標が、経常収支比率である。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に対応できることを示している。適正水準は、おおむね 70～80%と言われている。

令和２年度は、法人住民税の一部国税化の影響を受け、特別区交付金が大幅に減少したことから、適正水準を超える数値を示していたが、令和３年度以降は改善傾向にある。７年度は特別区交付金・特別区税などの歳入増により 72.3%となり、６年度に比べて 2.5 ポイント減少した。

４　公債費負担比率の推移について

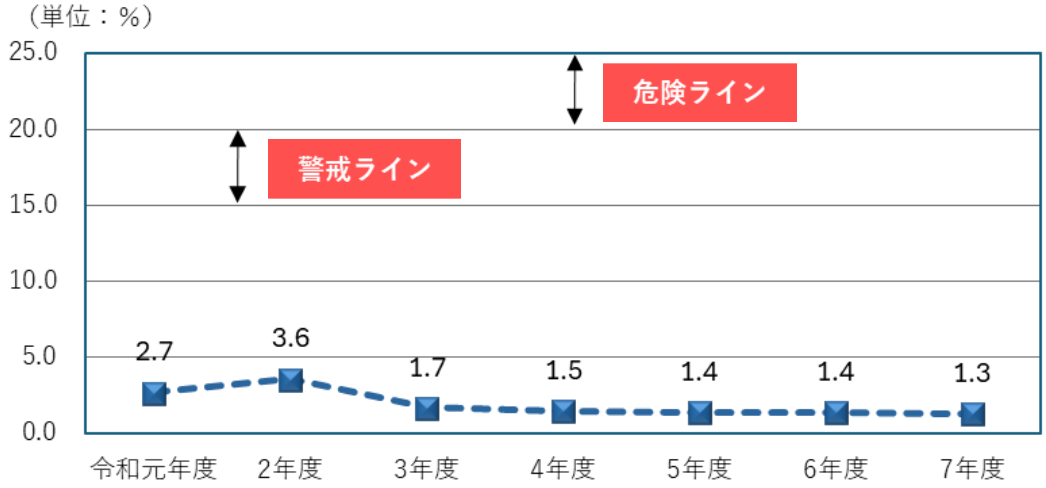

借入金の返済に、一般財源（自由に使える収入）がどの程度使われているかを見るための指標が、公債費負担比率である。一般的に 15%を超えると「警戒ライン」、20%を超えると「危険ライン」と言われている。令和７年度は、借入金返済額が増となったが、一般財源総額も増となったため、比率は 1.3%で、６年度と比べ 0.1 ポイント減少した。

特別職報酬等審議会開催経緯

平成２５年度

平成２５年１２月６日、区長から「①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議長及び副議長の報酬月額について、平成２５年４月１日から適用している減額措置を継続する。

また、区議会委員長、副委員長及び議員の報酬月額については、据え置く。」、「②行政委員の報酬月額について、据え置く」の２点についての諮問を受け、審議を行った。①については、区長は給料月額の１０％、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議長及び副議長の報酬月額についても５％減額しており、現在の減額措置を継続することが妥当であり、また、区議会の委員長、副委員長、議員については特別区の平均値以下の報酬額でかつ順位も下位であり、現在の報酬月額を据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

また、②については、平成２５年４月１日の改定により報酬月額が特別区の平均値程度であり、据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

平成２６年度

平成２６年１１月６日、「区長、副区長、教育長及び常勤監査委員並びに区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議を行った。

審議の結果、①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員並びに区議会議員の期末手当について、０．２０月引き上げることが妥当であるとの答申を行った。

また、②区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について、据え置くこと、平成２５年４月１日から適用している減額措置を条例の定める期日まで継続することが妥当であるとの答申を行った。

平成２７年度　第１回

平成２７年４月１３日、「教育委員会の制度改正に伴う新教育長の給料月額」について諮問を受け、審議を行った。

審議の結果、教育長の給料月額に、教育委員長と教育委員との報酬差額を加算した額を、新教育長の給料月額とすることが妥当であるとの答申を行った。

平成２７年度　第２回

平成２７年１１月１３日、「区長、副区長、教育長及び常勤監査委員並びに区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議を行った。

審議の結果、①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員並びに区議会議員の期末手当について、０．１０月引き上げることが妥当であるとの答申を行った。

また、②区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について、据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

平成２８年度

平成２８年１１月１１日、「区長、副区長、教育長及び区議会議員並びに行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議を行った。

審議の結果、①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について、据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

また、②区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について、０．１０月引き上げることが妥当であるとの答申を行った。

平成２９年度

平成２９年１１月１６日、「区長、副区長、教育長及び区議会議員並びに行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議を行った。

審議の結果、①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について、据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

また、②区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について、０．１０月引き上げることが妥当であるとの答申を行った。

平成３０年度

平成３０年１０月１０日、月例給を２．４６％引き下げ、特別給を０．１月引き上げる特別区人事委員会勧告が行われたものの、特別区長会において月例給の大幅な引下げを伴う同勧告は、行政系人事・給与制度の抜本的な改定の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であるとされ、同勧告に基づく一般職員の給与改定は実施されなかった。

特別職報酬等審議会における報酬等額の審議は、特別区人事委員会の一般職員の給与等の勧告を基に行われているところ、平成３０年度は同勧告に基づく一般職員の給与改定が実施されなかったことから、諮問はされなかったが条例に基づき審議会を開催し、報酬等額の現状等について説明を受けた。

令和元年度

令和元年１０月２１日、月例給を０．５８％引き下げ、特別給を０．１５月引き上げる特別区人事委員会勧告が行われたが、平成３０年度と同様、行政系人事・給与制度の抜本的な改正が影響している可能性が高く、区長等の給料月額等と直接的に連動させる関係性が低いものであり、また、現在の区長等の給料月額等は、他の特別区との比較において、概ね中位から低位に位置していることから、区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員の報酬月額について、据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当についても、行政系人事・給与制度の抜本的な改正の影響とみられる特殊な要因によって、一般職員の月例給が引き下げられる中、特別職の給料・報酬月額を据え置くことから、従来の考え方による期末手当の年間支給月数の引上げは、一般職員の給与動向との均衡を逸するおそれがあるため、据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

令和２年度

令和２年１１月１９日、「区長、副区長、教育長及び区議会議員並びに行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議した。

一般職員の特別給の年間支給月数を０．０５月引き下げる特別区人事委員会勧告が行われ、審議の

結果、一般職員と同様に区長等の期末手当の年間支給月数も０．０５月引き下げることが妥当であるとの答申を行った。

また、行政委員の報酬月額については、平成２５年４月に各区の平均程度に額の引下げを行い、その後も社会経済情勢や他区の動向を見守っているところであるが、非常勤行政委員の職責に照らし、積極的に改定する必要性は認められないことから、据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響のため、審議会開催日時点では、一般職員の月例給に関する勧告が行われていなかった。よって、区長等の給料月額等に関しては、据え置くことが妥当とした上で、勧告の内容により、一般職員の給料指数との比較等において、改定を検討する必要が生じた場合は、諮問があれば、再度、審議するとの答申を行った。

令和２年１２月３日、一般職員の月例給を据え置く旨の勧告が行われたが、一般職員と区長等の給料指数との比較等において、改定を検討する必要が生じなかったことから、区長からの二度目の諮問は行われなかった。

令和３年度

令和３年１１月１８日、「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議した。

審議の結果、①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について、据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

また、②区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について、０．１０月引き下げることが妥当であるとの答申を行った。

令和４年度

令和４年１１月１４日、「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議した。

審議の結果、①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について、据え置くことが妥当であるとの答申を行った。

また、②区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について、０．１０月引き上げることが妥当であるとの答申を行った。さらに、一般職員に倣い、令和５年度以降は３月期の期末手当を廃止し、６月及び１２月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分することが妥当であるとの答申を行った。

令和５年度

令和５年１１月１４日、「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議した。

審議の結果、①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について、0.36%引上げることが妥当であるとの答申を行った。しかしながら、農業委員会委員については、引上げ額が僅少であるため据え置きとなった。

また、②区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について、０．１０月引き上げることが妥当であるとの答申を行った。

令和６年度

令和６年１１月１８日、「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議した。

審議の結果、①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について、1.2%引上げることが適当であるとの答申を行った。なお、農業委員会委員については、据え置きとした令和５年度の引上げ率を加算のうえ引き上げとし、その結果、引上げ額が1,000円に至らない場合は、特別区の平均額を考慮し、1,000円引き上げることが適当であるとの答申を行った。

また、②区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について、０．１５月引き上げることが適当であるとの答申を行った。

令和７年度

令和７年１１月１９日、「区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否」について諮問を受け、審議した。

審議の結果、①区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額について、3.63%引上げることが適当であるとの答申を行った。

また、②区長、副区長、教育長、常勤監査委員及び区議会議員の期末手当について、０．０５月引き上げることが適当であるとの答申を行った。

東京都板橋区特別職報酬等審議会条例

昭和39年9月22日
東京都板橋区条例第38号

（設置）
第１条　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第１号及び第２号に規定する特別職の報酬及び給与の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として、東京都板橋区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（意見の聴取）
第２条　区長は、報酬等の額の適否について少なくとも毎年１回、審議会の意見を聴くものとする。
２　審議会は、次の各号に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。
（１）区議会議員の議員報酬及び期末手当の額
（２）区長、副区長及び教育長の給与の額
（３）地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の５に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額
（組織）
第３条　審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長の選任・権限）
第５条　審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。
２　会長は審議会を代表し、会務を総理する。
３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
（招集）
第６条　審議会は、会長が招集する。
（定足数）
第７条　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
（委任）
第８条　この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付　則

１　この条例は、公布の日から施行する。
２　東京都板橋区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月板橋区条例第24号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

付　則（昭和50年12月10日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和59年６月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成19年３月12日条例第１号抄）

（施行期日等）
１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。（後略）
（収入役に関する経過措置）
３　この条例の施行の際、現に在職する収入役が、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律

第53号）附則第３条の規定に基づき、なお従前の例により在職することとなる場合においては、第２条の規定による改正後の東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第１条の規定及び第８条の規定は適用せず、第２条の規定による改正前の東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第１条及び第８条の規定による廃止前の東京都板橋区副収入役設置条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第２条の規定による改正前の東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第１条中「助役」とあるのは、「副区長」とする。

付　則（平成20年３月12日条例第４号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

付　則（平成20年10月27日条例第３８号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成27年３月13日条例第７号）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第１条及び第２条の規定は適用せず、この条例による改正前の東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第１条及び第２条の規定は、なおその効力を有する。

東京都板橋区特別職報酬等審議会の会議の運営について

（招　　集）

1　会議の招集は、文書をもって各委員に通知する。ただし、急施を要するときは、口頭をもって通知する。

（会議の非公開）

2　会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の者の同意があるときは、公開とすることができる。

（関係人の出席依頼等）

3　審議のため必要があると認めるときは、区長その他の関係人の出席を求め、または、資料の提出を求めることができる。

（議決の決定）

4　会議の議事は、全委員の意見が一致するよう議論をつくし、これにいたらないときは、過半数の委員の意見をもって決定する。

（答　申）

5　答申は、文書をもって行う。

（答申の決定）

6　答申の決定について、全委員の一致した意見が得られなかったときは、少数意見についても、併せて答申するものとする。